

災害時における支援協力に関する協定書

令和4年5月12日

富士見市
三井不動産株式会社

災害時における支援協力に関する協定書

富士見市（以下「甲」という。）と三井不動産株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、富士見市内において、地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害発生時」という。）、甲が、乙の協力を得て被災者に対し、適正かつ円滑に支援活動を行うために必要な事項を定めるものとする。

（支援協力の内容）

第2条 甲は、災害発生時において、支援活動を実施する必要があると認めた場合、乙に対し、次に定めるところにより、協力を要請することができる。

- （1）乙の管理する駐車場の一部（パーキングNo.4）（別図1の朱色線内部分）を一時集積所等として提供すること。
- （2）乙の管理する駐車場の一部（パーキングNo.11）（別図1の黄色線内部分）を富士見市公用車両の一時駐車場として提供すること。
- （3）乙の管理する公園の一部（別図1の青色線内部分）を一時避難場所として災害発生時における近隣住民及び近隣に滞在する帰宅困難者等に提供すること。

（要請の手続き）

第3条 甲は、前条各号の規定に基づく支援協力（以下「支援協力」という。）を受けようとするときは、乙に対し、支援協力要請書（様式第1号関係）をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく支援協力の要請を受けたときは、可能な範囲内で支援協力を行うものとする。また、乙が罹災する等の特別な事情により支援できない場合は、その旨を甲へ通知するものとする。

（事故等に係る責任）

第4条 支援協力として使用された際に発生した事故等に対する責任は、甲が負うものとする。

（費用負担）

第5条 乙は、支援協力として使用する際の施設等は、無償で提供するものとする。

(施設使用の終了)

第6条 甲は、支援協力としての使用が終了したときは、支援協力報告書（様式第2号）により乙に報告するものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、災害時等に支障が生じないように、甲乙双方の連絡責任者を連絡責任者届（様式第3号）により相手方に報告するものとし、変更のあった場合は直ちに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の締結期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1箇月前までに、甲、乙いずれからも相手方に対して特段の意思表示がないときは、同一条件でさらに1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自それぞれ1通を保有する。

令和4年5月12日

甲 埼玉県富士見市大字鶴馬1800番地の1
富士見市
富士見市長

乙 東京都中央区銀座6丁目17番1号
三井不動産株式会社
執行役員商業施設本部副本部長兼商業施設運用部長